日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北海道武蔵女子学園
②設置大学名称	北海道武蔵女子大学/北海道武蔵女子短期大学
③担当部署	法人総務課
④問合せ先	somu@hmu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	
8本協会による公表	○承諾する ○否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

	・ひ坐や柱心に坐して教士建当仲間の唯立
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念については、学生便覧に明
念及び教育目的の明示	記するとともに学生及び教職員が常に目にするように
	学内のホールに掲出している。また、大学ウェブサイ
	ト等を通じて社会に広く示している。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	ガイダンスや、教員が学生に行う個別面談において、
の方針」、「教育課程編	入学から卒業に至るまでの学修や単位修得についてきめ
│成・実施の方針」及び	細かに説明・指導をしている。学修成果についてはアセ
「入学者受入れの方	スメントにより確認し、自己点検・評価結果も踏まえな
針」の実質化	がら教学マネジメント推進会議を中心として教育の質向
	上、学習環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目1-13	説明
教学組織の権限と役割	「組織運営規程」を定め、学長・副学長・学部長の
の明確化	職務及び学長を補佐する体制を明確にしている。ま
	た、「教授会規程」及び「教授会審議事項に関する内
	規」により、学長と教授会の関係など教学組織の権限
	と役割を明確にしている。
実施項目1-14	説明
教職協働体制の確保	学内委員会の委員は、教員と事務職員で編成されて
	おり、教育研究活動等に係る管理運営業務を適切に分
	担し、協力して行う体制となっている。
実施項目1-15	説明
教職員の資質向上に係	「FD(ファカルティ・ディベロップメント)規程」、「SD(スタッフ・
る取組みの基本方針・	ディベロップメント)規程」に加えて、「FD・SDに関する
年次計画の策定及び推	基本方針」を定めている。FD及びSDの実施につい
進	ては、それぞれSD委員会、FD企画会議において検
	討がなされ、計画的に研修を実施している。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	常任理事会が主体となって中期計画の策定方針を定
針の明確化及び具体性	めている。中期計画については、行動計画及び活動概
のある計画の策定	要が具体的に記されている。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	計画期間(5 年)の中途において中間報告を行うよう
管理	定め、進捗管理を行うものとしている。必要に応じて
	計画変更を行うものとしている。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づく人材育成を行い、多くの優秀な
材の育成	人材を社会に輩出している。また、社会人選抜制度も
	設け、社会人にも門戸を開いている。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	カリキュラムに課題解決型の授業を展開し、自治体
推進	や企業が実際に抱える課題を題材とした授業や課外の
	活動を行っている。今後さらにその数を増やす計画で
	ある。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	社会人選抜、海外帰国生徒選抜などの入試制度を整備
の充実	し、多様な学生を受け入れる体制を整えている。また、
	障がい学生支援委員会を設置し、障がい等により配慮を
	要する学生に適切に対応する体制を整備している。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	理事、評議員それぞれに女性を登用している。
配慮	

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の選任方法を「寄附行為」に定め、人材確保の
明確化及び選任過程の	方針を明確にしている。また、理事の資格及び構成に
透明性の確保	ついては、「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に定
	めている。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	「寄附行為」、「理事会運営規程」に理事会及び理事
確保及び評議員会との	の役割を定め、「理事の職務権限規程」に理事・理事
協働体制の確立	長・常任理事の職務等を規定し、理事の責務を明確に
	している。また、理事と評議員の兼務を廃して相互牽
	制体制を整えるとともに「寄附行為」に理事長及び常
	任理事が、説明等のために評議員会に出席すること定
	め、理事会と評議員会の協働体制を確立している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	学生募集の状況など学園運営に係る重要事項につい
修機会の充実	ては、適宜、学外理事を含む理事に報告している。私
	立学校法やガバナンスに関する事項については、理事
	会において報告事項として事務局から説明し、理事の
	共通理解を図っている。また、常任理事は学内のFD
	研修及びSD研修に参加するものとしている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

小別で 2 <u>血量機能のほし次で血子機能の大負</u> 化	
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の選任については、独立性を確
選任基準の明確化及び	保する観点を重視し、「寄附行為」で選任基準及び選任
選任過程の透明性の確	方法(監事の過半数の同意を得たうえで評議員会にお
保	いて選任)を定めて選任過程の透明性を確保してい
	る。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	会計監査人から監事に会計監査に関する説明を行う
内部監査室等の連携	機会を設けている。さらにそこに内部監査室長も同席
	し、三者で意見交換を行って連携を図っている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が十分な監査ができるように学内状況について
修機会の充実	の説明や教職員等へのヒアリングの手配を行う体制が
	できている。また、監事研修会や私学行政等に係る研
	修については、事務局から開催情報を監事に連絡し、
	監事は可能な限り参加するようにしている。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の選任方法や属性・構成割合については、「寄
性・構成割合について	附行為」に明確に定め、透明性を確保している。本学
の考え方の明確化及び	の建学の精神を理解している卒業生及び教職員を評議
選任過程の透明性の確	員の構成に含むものとして定めている。卒業生及び教
保	職員の評議員については上限人数を設定し、評議員会
	の構成に偏りが生じないように配慮している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	「寄附行為」及び「評議員会運営規程」により評議
の確保及び理事会との	員会及び評議員の役割を明確にしている。また、理事
協働体制の確立	と評議員の兼務を廃して相互牽制体制を整えるととも
	に「寄附行為」に理事長及び常任理事が、説明等のた
	めに評議員会に出席すること定め、理事会と評議員会
	の協働体制を確立している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員会において理事会報告及び常任理事会報告を行
研修機会の充実	い、教学及び学園の運営に関する情報共有を行っている。
	また、必要に応じて私学経営関連の研修について事務局
	から案内している。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	「危機管理規程」に基づいて危機管理委員会におい
整備及び事業継続計画	てガイドラインを作成し、パンデミック等への対応や
の策定・活用	事業継続について定めている。また、海外研修等の学
	外での危機管理についてマニュアルを作成し、マニュ
	アルを活用して事故等のトラブルの未然防止に努めて
	いる。今後、統合的な危機管理マニュアルを整備す
	る。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	学園に理事長を最高責任者とするコンプライアンス委員
制整備	会を設置し、「コンプライアンス推進規程」を定め、法令遵守
	に努めている。また、「公益通報に関する規程」に内部通報
	窓口を定め、通報体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	「情報公開規程」を整備し、情報公開の方針を定め
方針の策定	ている。大学ウェブサイトに情報公開ページを設けて
	社会に広く情報を公開している。
実施項目 4 - 1②	説明
ステークホルダーへの	財務状況の情報公開においては、特に学校法人会計
理解促進のための公開	と企業会計の違いや用語等の説明を加え、幅広いステ
の工夫	ークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明